

| 保険料区分 | 該当者   | 令和4年度          |               |         |
|-------|---|----------------|---------------|---------|
|       |   | 基準額に対する割合      | 年額保険料         | 月額保険料   |
| 第1段階  | ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> (課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方<br>・生活保護を受給されている方<br>・老齢福祉年金 <sup>※3</sup> 受給者で世帯全員が市民税非課税の方 | (基準額)<br>×0.25 | ①<br>19,770円  | 1,640円  |
| 第2段階  | 世帯全員が<br>市民税非課税<br>・本人の課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> (課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方  | (基準額)<br>×0.4  | ②<br>31,632円  | 2,630円  |
| 第3段階  | ・本人の課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> (課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が120万円を超える方   | (基準額)<br>×0.65 | ③<br>51,402円  | 4,280円  |
| 第4段階  | 世帯に市民税課税者がいて、<br>本人は<br>市民税非課税<br>・本人の課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> (課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方   | (基準額)<br>×0.85 | ④<br>67,218円  | 5,600円  |
| 第5段階  | ・本人の課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> (課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円を超える方  | (基準額)          | ⑤<br>79,080円  | 6,590円  |
| 第6段階  | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が120万円未満の方   | (基準額)<br>×1.15 | ⑥<br>90,942円  | 7,570円  |
| 第7段階  | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が120万円以上210万円未満の方  | (基準額)<br>×1.25 | ⑦<br>98,850円  | 8,230円  |
| 第8段階  | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が210万円以上320万円未満の方  | (基準額)<br>×1.40 | ⑧<br>110,712円 | 9,220円  |
| 第9段階  | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が320万円以上500万円未満の方  | (基準額)<br>×1.50 | ⑨<br>118,620円 | 9,880円  |
| 第10段階 | 本人が<br>市民税課税<br>・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が500万円以上800万円未満の方  | (基準額)<br>×1.75 | ⑩<br>138,390円 | 11,530円 |
| 第11段階 | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が800万円以上1,000万円未満の方  | (基準額)<br>×2.00 | ⑪<br>158,160円 | 13,180円 |
| 第12段階 | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が1,000万円以上1,500万円未満の方  | (基準額)<br>×2.15 | ⑫<br>170,022円 | 14,160円 |
| 第13段階 | ・本人の合計所得金額 <sup>※2</sup> が1,500万円以上の方   | (基準額)<br>×2.30 | ⑬<br>181,884円 | 15,150円 |

※月額保険料は年額保険料を12か月で割って10円未満を切り捨てたものです。切り捨てた金額は、最初の納付月に加算されます。

※年度の途中で65歳に達した方、転入された方など、この表の額と異なる場合があります。

※1 課税年金収入額…老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。